

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1, 0 0 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
1. 求人・求職の申し込みを受けた求人者・求職者に対する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 3 5 % とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも、当該求職者の年間賃金の 1 0 0 % または充足 1 件につき 1 0 0 0 万円の内、いずれか高い方を上限とします。) 手数料の負担者は 求人者 とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は 求人者 とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 3 5 % とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 (この場合でも、当該求職者の年間賃金の 1 0 0 % または充足 1 件につき 1 0 0 0 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。) 手数料の負担者は 求人者 とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は 求人者 とします。

※ 1. 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※ 2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 2 8 - ユ - 0 6 0 0 0 7

事業所の名称及び所在地

兵庫県加古川市加古川町北在家 2 7 2 3 センタービル 1 F

富士コンピュータ株式会社 eWORK